

# 史跡広島城跡等植栽管理計画（第1期）策定その他業務 基本仕様書

## 1 業務名

史跡広島城跡等植栽管理計画（第1期）策定その他業務

## 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 業務対象範囲

広島城区域内（三の丸区域は本業務の対象外）  
（詳細は別紙のとおり）

## 4 業務概要

本業務は、広島城区域内における植栽（被爆樹木を除く）について、本市が令和7年度に実施した「中央公園（広島城区域）植栽状況調査」（以下「植栽状況調査」という。）の結果を基礎資料として、区域全体の樹木の現状及び課題を整理し、史跡の保護、城郭としての景観の維持及び公園利用者の安全性に配慮しつつ、計画的かつ適切に植栽の維持管理を行うための基本方針等を明確化することを目的として、「史跡広島城跡等植栽管理計画（第1期）」（以下「植栽管理計画（第1期）」という。）を策定するものである。

また、「植栽管理計画（第1期）」の方針等に基づき、倒木等によるリスクの低減並びに史跡景観の適切な維持を図ることを目的として、別途本市が発注する「中央公園（広島城区域）危険木伐採その他業務」に関して、専門的知見に基づく技術的助言及び確認を行う監理支援を実施する。

本業務により策定する「植栽管理計画（第1期）」は、現在改定作業を進めている「史跡広島城跡整備基本計画」の下位計画として位置付けられるものである。

なお、「植栽管理計画（第1期）」は、公園利用者の安全確保及び史跡の保護を図る上で必要な樹木の維持管理方針等の策定を主目的とするものであり、「史跡広島城跡等植栽管理計画（第2期）」は「史跡広島城跡整備基本計画」の改定内容を踏まえ、広島城跡の本質的価値をより高め、歴史的景観の向上を図るための総合的な計画とすることを予定している。

## 5 業務内容

### (1) 「植栽管理計画（第1期）」の策定

#### ア 現地状況の把握及び関連計画・既往調査の整理

「植栽状況調査」及び令和6年度に策定した「史跡広島城跡保存活用計画」の結果を踏まえ、現地の状況把握を行うとともに、植栽の健全な育成、文化財の保存、史跡景観の維持及び公園利用者の安全性等の観点から、植栽の現状及び課題を整理する。

#### イ 植栽管理計画（第1期）の作成

上記アを踏まえ、植栽管理計画（第1期）を作成することとし、少なくとも以下の項目について取りまとめるものとする。

なお、区域内の植栽配置や新植については、本計画に含めないこととする。

#### 【植栽維持管理の現状及び課題】

- ・植栽維持管理の現状
- ・植栽維持管理の課題

### 【基本方針】

- ・広島城区域全体における植栽維持管理上の基本方針

### 【共通事項】

- ・利用状況等を踏まえた維持管理上のゾーン設定
- ・剪定方法等に関する基本的な方針
- ・繁殖力が高く排除すべき樹種等の設定及び対応方針（実生木等）
- ・病虫害等への対応方針
- ・石垣に影響を及ぼす危険性のある樹木の処理方法
- ・史跡広島城跡の文化財としての価値や史跡景観の維持に配慮した管理上の留意事項

### 【ゾーン別等事項】

高木・低木・地被類別及び樹種特性等に応じて以下の項目についてまとめる。

- ・日常点検の内容及び頻度
- ・維持管理項目、維持管理の実施方法・時期・頻度、留意点等
- ・定期的な健全度調査の内容及び頻度

### 【管理体制】

上記各項目を踏まえ、持続的かつ効率的な植栽維持管理を行うため、以下の項目についてまとめる。

- ・管理体制
- ・年間当たりの概算維持管理コスト

#### ウ 概要版の作成

策定した植栽管理計画（第1期）の内容について、A3判数枚程度に分かりやすく整理した概要版を作成する。

## (2) 「中央公園（広島城区域）危険木伐採その他業務」の監理支援

令和8年度に本市が別途発注を予定している「中央公園（広島城区域）危険木伐採その他業務」について、「公園緑地等維持管理標準仕様書」（令和8年1月改訂 広島市都市整備局緑化推進部）及び「道路・公園緑化ガイドライン」（令和6年7月改訂 広島市都市整備局緑化推進部）に基づき、次のとおり技術的助言及び監理支援を行う。

#### ア 業務内容及び対象樹木の把握

対象業務内容及び対象樹木の状況を把握するとともに、史跡景観及び安全管理上配慮すべき箇所について確認する。なお、確認により剪定等の監理支援が必要となる対象樹木は以下を想定している。

- ・広島護國神社西側に隣接する樹木
- ・三の丸歴史館から天守までの樹木
- ・内堀西側から見て、三の丸から天守にかけての本丸西側面の樹木

#### イ 伐採等業務受注者との事前打ち合わせ

史跡景観、管理方針及び留意事項等について関係者間で共有するとともに、剪定・伐採対象樹木の樹高、樹形、剪定方法等について必要な技術的助言及び確認を行う。

#### ウ 現地作業における監理支援

伐採等の現地作業時において、事前に整理及び打合せを行った方針、留意事項に基づき、適切に作業が実施されるよう定期的に監理支援を行う。

なお、監理支援は樹木医とともに実施するものとし、10回を想定している。

### 【本市発注予定業務の概要】

- ・業務名：中央公園（広島城区域）危険木伐採その他業務
- ・履行期間：契約締結の日から令和9年2月28日まで  
(なお、伐採等現地作業は、令和8年12月上旬までの完了を予定している。)

## 6 打合せ協議について

本業務における打合せは、業務着手時及び成果品提出時のほか、業務の進捗に応じて次の回数を予定している。なお、発注者が必要と判断した場合は、随時打合せを実施する。

- ・植栽管理計画策定：中間時3回
- ・中央公園（広島城区域）危険木伐採その他業務の監理：中間時1回

## 7 スケジュール

業務のスケジュールは以下を想定している。

| 内容等                              | 令和8年度 |    |     |     |     |    |    |    |  |
|----------------------------------|-------|----|-----|-----|-----|----|----|----|--|
|                                  | 8月    | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |  |
| 「植栽管理計画（第1期）」<br>の策定             | →     |    |     |     |     |    |    |    |  |
| 「中央公園（広島城区域）危険木<br>伐採その他業務」の監理支援 | →     |    |     |     |     |    |    |    |  |
| 概要版、業務報告書の作成                     |       |    |     |     |     | →  |    |    |  |
| (参考) 危険木伐採等現地作業 (予定)             |       | →  |     |     |     |    |    |    |  |

## 8 実施報告等

### (1) 実施計画書

受注者は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した実施計画書を作成し、発注者に提出のうえ承認を得ること。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 実施内容
- エ 業務工程（スケジュール）
- オ 打合せ計画
- カ 業務体制（緊急時の体制及び対応を含む。）
- キ その他発注者が指示するもの

### (2) 成果品

成果品は以下のとおりとし、電子データ（2部）、電子データの印刷物（簡易製本1部）及び策定した「植栽管理計画（第1期）」の製本版30部を納品すること。

電子データは、「広島市電子納品の手引き」に基づいて作成することとし、電子データを電子媒体（HDDまたはSSDを原則とする。）で提出すること。

なお、電子納品にあたっては、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

- ア 植栽管理計画（第1期）
- イ 植栽管理計画概要版
- ウ ゾーニング図
- エ 業務記録及び関係資料
- オ その他発注者が指示するもの

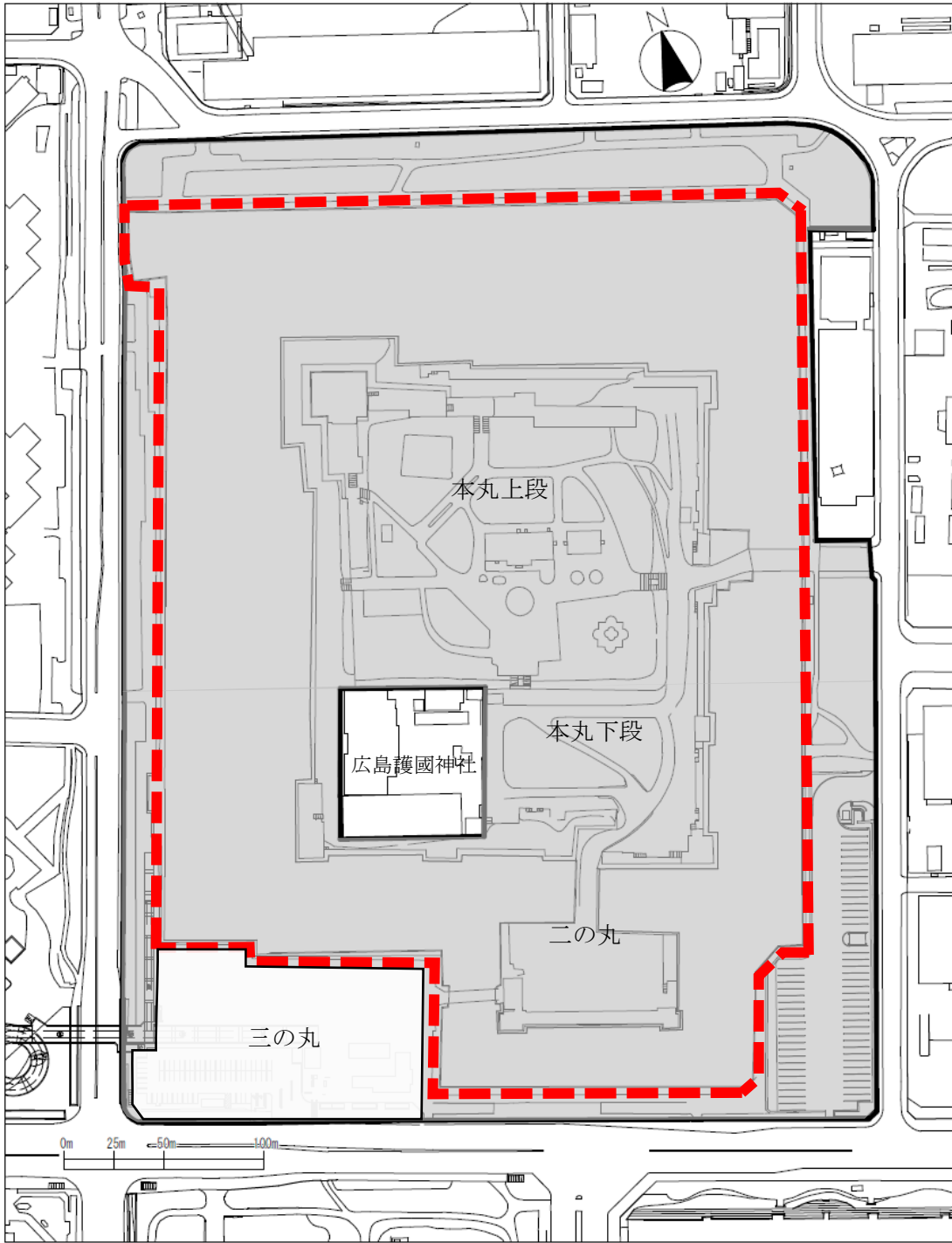
## 9 受注者に貸与する資料等

本業務の参考として次の資料を貸与する。

- ・中央公園（広島城区域）植栽状況調査その他業務報告書（令和7年度）一式
- ・その他業務履行上で必要となる資料

## 10 その他

- (1) 受注者は、発注者と十分に協議のうえ、業務を遂行しなければならない。
- (2) 打合せ及び関係機関との協議等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し、提出すること。
- (3) 受注者は、本業務に関連する他業務等との綿密な連携を図るため、発注者の内部調整等に協力すること。
- (4) 発注者は、業務実施過程において、本仕様書記載の内容を変更する必要がある場合、受注者に対し仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受注者はこれに応じること。
- (5) 受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告・協議を行い、その指示を受けること。
- (6) 本業務の実施により知り得た情報については、適切に管理し、第三者に漏洩してはならない。
- (7) 本業務の実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。
  - ア 受注者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の体制と責任者を明記の上、事前に発注者に書面により報告し、承諾を得なければならない。
  - イ 発注者から再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (8) 本業務の成果品及び業務中に作成した資料に係る所有権及び著作権は、全て発注者に帰属するものとする。
- (9) 本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか関係法令を遵守するとともに、従事労働者の適正な雇用条件の確保に努めること。
- (10) 受注者が本仕様書に違反し、業務の回復が見込めないとき、又は業務完了の見込みがないと認められる場合、発注者は契約を解除し、損害賠償させる場合がある。
- (11) 受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により成果品に不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに訂正、補足等の処置を講ずるものとする。
- (12) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。



業務対象範囲



史跡広島城跡指定範囲